

## 機関名：長崎県精神科救急情報センター

### 概 要

精神障害者及び家族、施設等からの緊急的な精神医療相談に対応し、精神疾患の重篤化の軽減を防ぎ、適切な医療との連携や助言を行う。

又、休日・夜間の精神科救急医療体制を確保する為、必要に応じて医療機関の紹介や、受診指導を行う。その為、精神科当番病院や長崎県精神科救急医療センターとの連携を図る。

### 業務（相談）内容

1. 相談内容への適切な助言
  - ・相談を受け、緊急度を評価。受診が必要かどうかを判断する。
  - ・当面の危機的状況を回避する為の助言。
2. 精神科医療・福祉に関する情報の提供
  - ・緊急性が無い場合、適した医療機関の情報を提供する。
  - ・内容によっては、精神保健福祉関係の情報を提供する。
3. 必要に応じて、各医療機関への紹介
  - ・緊急性があり、受診が必要と判断した場合、医療機関との調整を行う。
4. ただし、外傷・大量服薬・意識障害などの身体的治療が優先される場合は一般救急をご利用ください。  
また、アルコールや薬物による酩酊状態の方は受け付けていません。
5. かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。
6. 緊急性の高い相談に対応することを業務としておりますので、時間をかけた継続的な相談はご遠慮ください。

### 利用方法

◎ 年間を通じて毎日24時間受け付けています。

電話番号：0957-53-3982

※電話業務のみとなっています。